

須恵町高齢者保健福祉計画

令和6年3月

須恵町

ごあいさつ

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。



しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

本町としましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていける町づくりのために本計画を策定し、地域の皆様をはじめ、福祉関係者・支援関係機関などと連携して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様には、見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、困りごとを抱える個人や世帯を早期に発見し、手を差し伸べることで支援につないでいただくとともに、住民同士のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するために、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 6 年3月

須恵町長 平松 秀一

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ及び目的	1
(1) 計画の法的な位置付け	1
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	2
第2章 須恵町の現状	3
1 人口ピラミッド	3
2 人口の推移	3
3 要支援・要介護高齢者の状況	5
第3章 目標ごとの振り返り	6
基本方針1 共生と支え合いのまちづくり	6
(1) 地域での見守り体制の強化	6
(2) 高齢者福祉サービスの充実	7
(3) 医療機関と在宅介護サービスの連携強化	8
(4) 地域包括支援センターとの連携、機能の充実・強化	9
(5) 認知症高齢者に対しての正しい理解の促進	10
(6) 地域ケア推進会議	11
基本方針2 健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり	12
(1) 介護予防事業の推進	12
(2) 健康増進事業等への参加の促進	13
(3) 生涯学習等による生きがいづくりの促進	14
(4) 外出を支援する環境づくり	15
(5) 生活支援体制整備事業	16
基本方針3 安心で安全なまちづくり	17
(1) 権利擁護の体制構築	17
(2) 安全・防犯対策の推進	18
(3) 緊急時の通報、災害時の避難体制の整備	18
(4) 認知症高齢者見守り事業	19
第4章 基本理念と基本方針	21
1 基本理念	21
2 基本方針	22
第5章 施策と取り組み	23
【基本方針1】 共生と支え合いのまちづくり	23
1 目的	23
2 須恵町の課題	23

3 具体的方針・取り組み	24
(1) 地域での見守り体制の強化	24
(2) 高齢者福祉サービスの充実	24
(3) 医療機関と在宅介護サービスの連携強化	25
(4) 地域包括支援センターとの連携、機能の充実・強化	25
(5) 認知症高齢者に対しての正しい理解の促進	26
(6) 地域ケア推進会議	27
【基本方針2】 健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり	28
1 目的	28
2 須恵町の課題	28
3 具体的方針・取り組み	29
(1) 介護予防事業の推進	29
(2) 健康増進事業等への参加の促進	29
(3) 生涯学習等による生きがいづくりの促進	30
(4) 外出を支援する環境づくり	31
(5) 生活支援体制整備事業	31
【基本方針3】 安心で安全なまちづくり	33
1 目的	33
2 須恵町の課題	33
3 具体的方針・取り組み	33
(1) 権利擁護の体制構築	33
(2) 安全・防犯対策の推進	34
(3) 緊急時の通報、災害時の避難体制の整備	34
(4) 認知症高齢者見守り事業	35
第6章 計画の推進体制	36
1 計画の推進にあたって	36
(1) 協働による計画の推進	36
(2) 計画の周知・啓発	36
(3) 計画の点検・評価・見直し	36

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

現在、わが国は少子高齢化が進行し、人口減少期に突入しています。本町においても、高齢化は進行を続けており、いわゆる2025年問題（団塊の世代が医療や介護ニーズの高い75歳以上の後期高齢者となることで、社会保障費の増大が懸念される問題）が間近に迫っていることで、医療や介護などのニーズ、社会保障費の増大などが想定されています。

また、高齢化の進行とあわせて、核家族化の進行、高齢単身世帯の増加、働き方や生活様式の変化等により、これまでになかった課題を抱える世帯も増えつつあります。

このような変化の激しい中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

本町では、これまで、「高齢者保健福祉計画」のもと、高齢者の健康寿命の延伸のために介護・高齢者福祉サービスの充実の他、健康づくりや生きがいづくり、社会参加の促進、安全な暮らしのための体制整備等の取り組みを推進してきました。さらに、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活していくことができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んできました。

地域包括ケアシステムは、高齢者に限らず障がい者や子ども、子育て世帯などの須恵町に暮らす誰もが暮らしやすいまちのために必要なものであり、地域共生社会の実現に向けても重要な役割を果たすものです。

この度、令和2年度に策定した「須恵町高齢者保健福祉計画」の期間満了に伴い、計画を見直し、新たに、令和6年度から令和8年度までの3年間の期間とする「須恵町高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ及び目的

（1）計画の法的な位置付け

須恵町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画であり、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する計画です。すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に生き生きと安心して暮らせる社会を構築することを目的に策定します。計画の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「第9次福岡県高齢者保健福祉計画」「第8期介護保険事業計画（福岡県介護保険広域連合）」との整合を図り、策定しました。

(2) 他計画との関係

本計画は、本町の福祉分野における高齢者福祉に関する個別計画であり、本町の高齢者保健福祉施策を推進するための総合的な計画です。

また、本計画は上位計画である「第七次須恵町総合計画」、関連計画である「第2期 須恵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「須恵町障害者活躍推進計画」等の他、国・県の関連計画と整合性と調和を図り、策定しました。

なお、本計画は、高齢者の保健福祉の充実と地域共生社会の実現を目指すため、「須恵町障がい(児)福祉計画」と一体的に策定するものであり、2つの計画を「須恵町福祉計画」として位置づけ、総合的に取り組みを推進していきます。

3 計画の期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。高齢者保健福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表 1 計画の期間

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第6次須恵町総合計画 (R2-R4年度)		第7次須恵町総合計画 (R5-R8年度)				第8次須恵町総合計画 (R9-R12年度)				第9次須恵町総合計画 (R13-R16)	
高齢者保健福祉計画 (R3-R5年度)		高齢者保健福祉計画 (R6-R8年度)				高齢者保健福祉計画 (R9-R11年度)				高齢者保健福祉計画 (R12-R14年度)	
須恵町障がい者基本計画 (R3-R11年度)										須恵町障がい者基本計画 (R12-R14年度)	
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (R3-R5年度)		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (R6-R8年度)				第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (R9-R11年度)				第9期障がい福祉計画 第5期障がい児福祉計画 (R12-R14年度)	

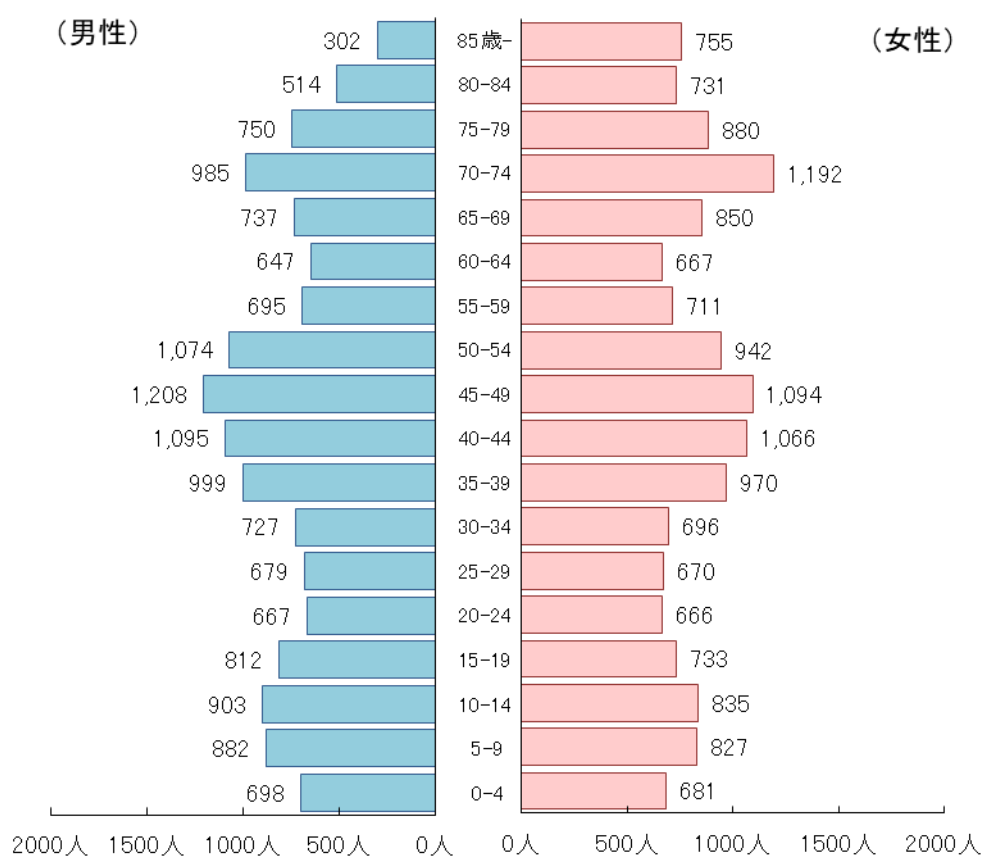
第2章 須恵町の現状

1 人口ピラミッド

本町の総人口は令和5年3月31日時点で29,340人であり、そのうち65歳以上の高齢者が7,696人、高齢化率は26.2%となっています(図表2)。

年齢階層別にみると、女性は70歳～74歳、男性は45～49歳の人口が最も多くなっています。

図表2 人口ピラミッド



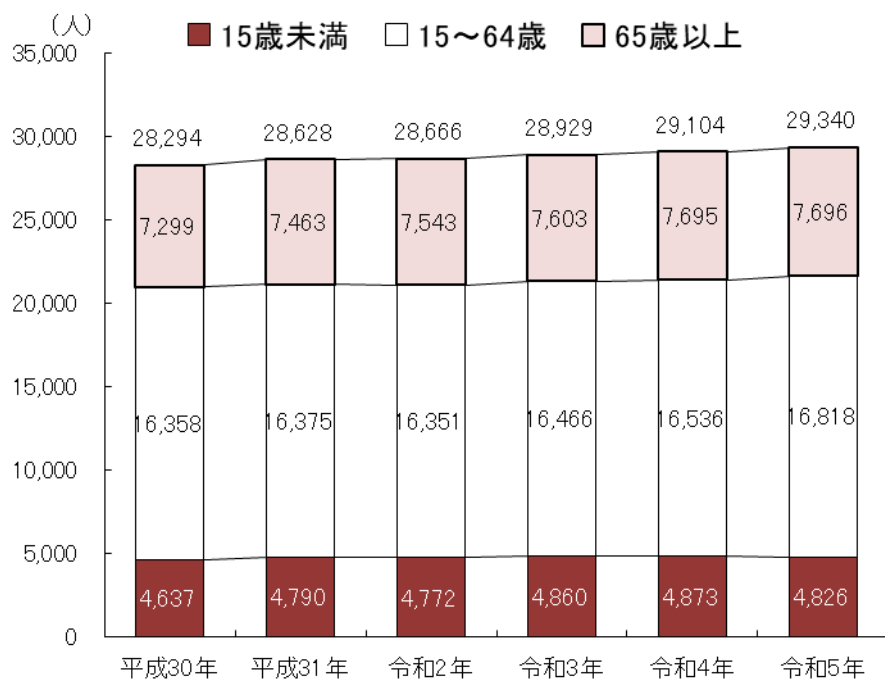
資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

2 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成30年以降、増加傾向で推移していることが分かります(図表3)。

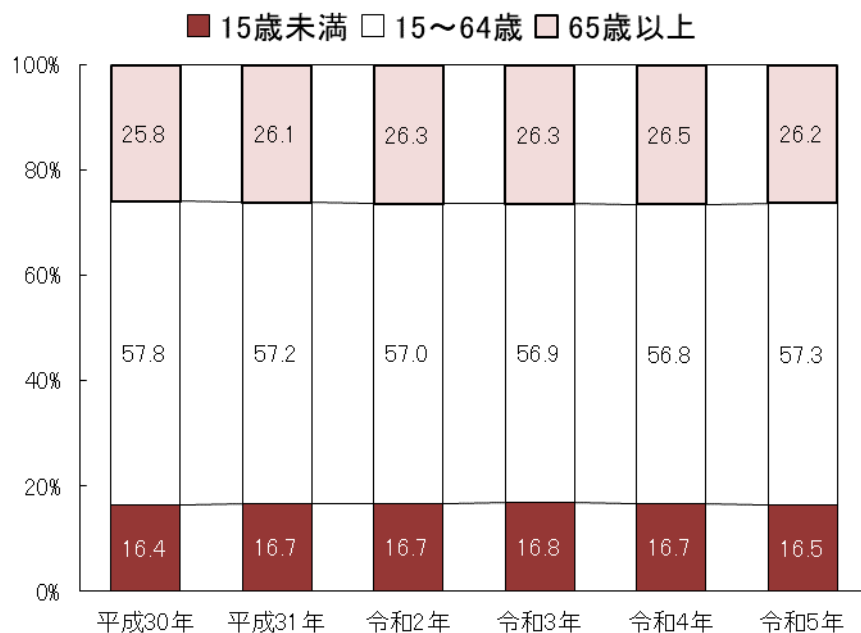
内訳をみると、15歳未満である年少人口は平成30年以降、横ばい傾向にあります。一方、高齢人口も平成30年以降継続して増加を続けており、高齢化が進行していることが分かります(図表3・図表4)。

図表 3 人口の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

図表 4 人口割合の推移（年齢3区分別）



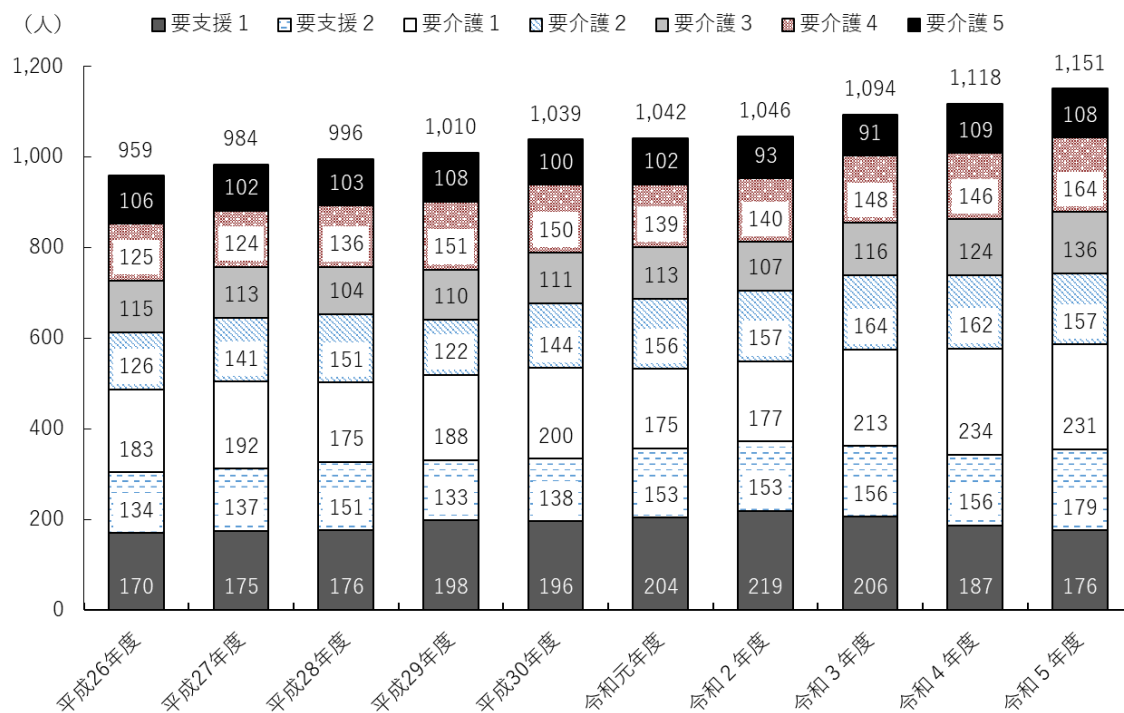
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

3 要支援・要介護高齢者の状況

要支援・要介護認定者は、平成 26 年以降、増加傾向が続いています(図表 5)。

令和4年度の要支援・要介護認定者数は 1,118 人となっており、平成 26 年度からの 8 年間で約 1.2 倍となっています。

図表 5 要支援・要介護認定者数の推移（第 1 号被保険者のみ）



資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

第3章 目標ごとの振り返り

基本方針1 共生と支え合いのまちづくり

本町の人口は令和5年3月31日時点で29,340人であり、そのうち26.2%にあたる7,696人が、65歳以上の高齢者です。今後も高齢化は継続して進行していくことが予想されており、医療や介護のニーズは増大していくものと見込まれています。

しかし、介護サービスの需要が増加することが予想される一方、介護を担う人材の不足により、家族介護者の負担の増大等が懸念されています。

地域で支え合うまちを実現するためには、介護サービスの充実の他、家族介護者への支援、地域住民同士の支え合い等、高齢者本人を含め地域・行政が一体となって本町の地域の実情に合った連携体制を構築していく必要があります。

(1) 地域での見守り体制の強化

【これまでの取り組みの方向】

ひとり暮らしの高齢者を支えるために民生委員・児童委員が行政や社会福祉協議会等と連携を図り、訪問を行い、見守りをしています。しかし、民生委員・児童委員だけでは、高齢者の状況など見守りを行うことができない場合もあり、近隣の地域住民による見守りが重要となっています。訪問等での見守りが充実するよう、地域での見守り体制づくりを推進します。

【取り組んだこと】

ひとり暮らし高齢者見守り事業	民生委員による70歳以上のひとり暮らし高齢者へ訪問等による安否確認を行います。
----------------	---

【取り組みの結果】

民生委員の定数を、従来の38名から42名に増員したことにより、民生委員が見守るひとり暮らし高齢者人数が減少し、高齢者ひとりに関わる機会が増えました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
1	高齢者夫婦や老々介護世帯の見守り	民生委員の見守り対象外の高齢者の見守り体制をどう構築していくかが課題です。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

【これまでの取り組みの方向】

高齢者の日常生活を支えるために、要介護状態にならないための介護予防サービスをさまざまな生活環境に対応して提供します。また、高齢者には情報が届きにくいいため、広報や民生委員・児童委員の訪問時のわかりやすい情報の提供を図ります。

【取り組んだこと】

はり・きゅう施術料補助	65 歳以上の人に、はり・きゅうの施術料の一部助成を行います。
介護用品給付サービス事業	PR と対象者の拡大による利用促進を図り、介護者の負担軽減と要介護高齢者の日常生活の向上を図ります。対象者へ紙おむつの費用を一部助成します。
住宅改造助成事業	介護保険サービスを補完するため、介護保険の居宅住宅改修費の支給額を上回る場合、30 万円を限度に助成します。(所得制限有り)
寝たきり高齢者介護手当	居宅で寝たきり状態にある高齢者の介護者の負担軽減を図る介護手当金について、支給対象者の世帯調査などを実施し、実態に応じた支給のあり方を検討します。
介護者交流会の開催	介護している家族に対して労をねぎらうため交流会を開催します。
各団体への周知	町及び須恵町社会福祉協議会が行っている高齢者等に向けた事業を周知します。

【取り組みの結果】

民生委員やシニアクラブ等の集まりにおいて、高齢者福祉サービスについて説明を行い、内容の理解を得られたことで周知に繋がりました。

介護者交流会については、コロナ禍のため令和 3 年度と令和 4 年度は実施できませんでした。

【課題】

課題 No.	課題	内容
2	高齢者への情報発信の方法検討	支援を必要としている高齢者に伝わりやすい方法を検討する必要があります。
3	介護交流会の開催方法	介護している家族の選定方法、交流会の内容を十分に検討する必要があります。

（３）医療機関と在宅介護サービスの連携強化

【これまでの取り組みの方向】

高齢者の中には寝たきりなど介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域での生活を望んでいる方もいます。そのような介護や医療措置が必要である高齢者に対し、適切なサービスを提供できるように、医療機関と在宅介護サービスとの連携を図ります。

また、高齢者の健康への不安を解消するために、普段の健康状態を把握し、適切な健康相談が受けられるように、かかりつけ医の普及を図ります。

なお、粕屋医師会・粕屋歯科医師会による「地域医療を考える会」において、24 時間行う地域医療体制について検討しており、行政と連携を進めています。

【取り組んだこと】

かかりつけ医（歯科医）の普及	医師会、歯科医師会と連携し、心身の健康にかかる不安の解消や疾病の早期治療による健康保持につながる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及を図ります。
救急医療体制の維持	県及び関係機関と協力し、初期救急から三次救急、災害時に対応する救急医療体制の維持を図ります。
関係機関の連携強化	町民ニーズや最新技術・知見などの情報交換を定期的に行うなど、保健・医療・福祉関係機関の一層の連携強化を図ります。
在宅医療・介護連携推進事業	医師会との連携はもちろんのこと、須恵町独自の取り組みである「須恵町地域連携の会」を通して、町内の様々な専門職間の顔の見える関係性づくりを推進し、より一層の連携強化を図ります。

【取り組みの結果】

糟屋地区 1 市 7 町と粕屋医師会で「在宅医療・介護連携推進事業」委託契約を結び、地域の医療・介護の資源把握や課題の抽出、体制の構築・支援、医療・介護関係者への研修、地域住民への普及啓発を行い、地域の医療・介護連携の強化を行っています。

【課題】

課題 No.	課題	内容
4	須恵町の医療・介護連携の強化	粕屋医師会に委託している事業は、糟屋地区 1 市 7 町と広範囲となるため、各町の課題と必ずしも一致しません。須恵町独自の課題をどのように解決していくかが課題になります。

（４）地域包括支援センターとの連携、機能の充実・強化

【これまでの取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域で、活動的に、かつ尊厳ある、その人らしい生活を継続していくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」を実現する必要があります。

地域包括支援センター（令和元年 9 月より須恵町社会福祉協議会へ委託）は、こうした「地域包括ケア」を支える中核機関として、専門職員（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等）を配置し、包括的支援事業として、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」「介護予防ケアマネジメント」の 4 事業を基本機能として実施しています。

また、2015年度の介護保険制度改正に伴い、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービス体制整備」の4事業が新たに位置づけられました。

これらの事業を円滑に行うためには、地域のさまざまな関係者とよりよい関係を築き、その関係を中心にネットワークを構築し、連携を図る必要があります。今後も、相談機能の強化・専門機関との連携を図っていきます。

【取り組んだこと】

各種機関とのネットワークの構築	医療関係者と介護事業所等の関係者の連携推進を目的とした地域連携の会を行っています。
相談機能の強化	地域包括支援センターの認知度向上のため、広報や関係機関でのチラシ配布等を行い、周知を図ります。また、包括的支援事業である「総合相談事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」「介護予防ケアマネジメント」の 4 事業の機能強化のため、地域包括支援センター職員の研修・研鑽を図ります。
地域ケア（個別）会議の開催	事業所・ケアマネの抱える個別事例に対して医療関係者等からの助言をもとに事例の課題解決の検討をします。またその事例から地域課題を見出す役割もあります。

【取り組みの結果】

センターの周知のため医療機関や行政区ミニデイサービスにパンフレットを持参、令和 3 年度、令和 4 年度ともに約 2020 件の相談を受け付けました。相談対応を行う専門職はそれぞれの分野にて研修の受講や情報交換等を行い、対応力の向上を図り相談機能の強化を行っています。

地域ケア（個別）会議の開催においては、令和 3 年度に福岡県介護予防活動普及展開事業のアドバイザー派遣を受け会議開催方法について見直しを行いました。具体的には、令和 4 年度より開催回数を増やしたことや進行方法、時間配分の見直し、助言者を職能団体からの派遣に変更しました。令和 3 年度は隔月開催の事例 6 件と評価事例 2 件、令和 4 年度からは毎月開催の事例 18 件と評価事例 4 件の検討を行い、介護支援専門員のケアマネジメント実践力の向上や地域課題の把握が行えています。令和 5 年度は 9 月時点で事例 9 件と評価事例 2 件を検討済みです。

【課題】

課題 No.	課題	内容
5	高齢者の権利を守るための取り組み	医療機関やサービス事業所等の関係機関との連携体制づくりや、民生委員や小地域ボランティア等の地域の支援者に対して制度の周知を行い、高齢者の権利を守るための取り組みが必要です。
6	地域ケア推進会議への地域課題の提言	地域ケア（個別）会議で出た地域課題を地域ケア推進会議に提言し、課題解決に繋げることができていないことが課題です。

（５）認知症高齢者に対しての正しい理解の促進

【これまでの取り組みの方向】

身近な高齢者が認知症になると、どのように対応したらよいか分からないという人もいます。また、認知症の症状や認知症高齢者への支援の方法など、認識の共有が必要です。認知症について理解を深めるために、認知症サポーターの人材育成を図ります。また、広報紙などを利用して認知症の周知を図ります。さらに、地域での見守りなどによる早期発見に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【取り組んだこと】

認知症への理解促進	認知症に関する相談体制の充実を図り認知症への不安や偏見の解消を図ります。
認知症サポーターの育成	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアである認知症サポーターを育成します。

【取り組みの結果】

認知症サポーター養成講座を行い、令和３年度から令和５年度では計１８２名の参加となり、須恵町の認知症サポーター総数は１２７９名（令和６年１月時点）まで増員しました。今後も多くの人に認知症について正しい知識を持ち、理解を深めてもらえるよう努めます。

【課題】

課題 No.	課題	内容
7	認知症への理解の普及促進や認知症サポーターの活躍の場の創出	町民へ認知症の理解を深める取り組み不足や、認知症サポーターの活躍の場がないことが課題となっています。

（６）地域ケア推進会議

【これまでの取り組みの方向】

前述の地域ケア（個別）会議で吸い上げた地域課題や、後述の生活支援体制整備事業における協議体の中では解決しにくい課題、また町全域にわたる問題について行政として新たな政策を立ち上げる場として地域ケア推進会議を行っていきます。福祉課を中心として関係各課と連携しながら企画立案し、方針を打ち出していきます。そのため、当会議は町の高齢者福祉部門における政策形成の最上位にあたる会議といえます。

【取り組んだこと】

地域ケア（個別）会議の開催	事業所・ケアマネの抱える個別事例に対して医療関係者等からの助言者をもとに事例の課題解決の検討をします。またその事例から地域課題を見出す役割もあります。
協議体の設置	校区コミュニティを単位とした第1層協議体を町内3か所に設置します。
協議体の開催	年に数回、各関係者が集まって地域づくりについての話し合う場を開催します。
協議体へのデータ提供	協議体が地域づくりをするための材料として、福祉課から医療・介護のデータ等を収集し、提供します。

【取り組みの結果】

地域ケア推進会議を形成していくために、地域課題を抽出することが大事です。その機能を持つ、地域ケア（個別）会議では、他市への視察やアドバイザーによる指導を受け、事前準備の段階から当日の会議の進行方法など抜本的に見直しました。会議の進行がスムーズになり、個別課題への助言を得ることができやすくなったのと同時に地域課題の抽出もできやすくなりました。3小校区コミュニティにおいては令和4年度に協議体を設置することができました。1・2小校区についても、各校区コミュニティと区長への事業説明を行いました。今後も各校区コミュニティ事務局や生活支援コーディネーター、担当課と連携をしつつ協議体として機能するよう進めています。

【課題】

課題 No.	課題	内容
8	地域ケア推進会議の設置	地域ケア（個別）会議や各校区コミュニティにおける協議体の設置については順調に進んでいますが、上位機関である「地域ケア推進会議」の設置が進んでいません。

基本方針 2 健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり

高齢者が健康で活躍できるまちづくりのためには、身体を健康を維持することはもちろん、生きがいや社会参加の場を持つなど、心身の健康を維持することが重要です。特に、閉じこもり状態が続くと運動器の機能低下やうつ傾向に陥る等のリスクを引き起こしやすくなることから、外出の支援や交流の場を設ける等、高齢者に積極的な外出を促すことは高齢者が健康で活躍できるまちを実現するためには大変重要なことです。

（１）介護予防事業の推進

【これまでの取り組みの方向】

介護予防事業の対象は 65 歳以上の要介護状態等になる恐れのある人とし、要介護状態等になることを予防することで、一人ひとりの自己実現のための取り組みを支援し、活動的な生活や人生を送れるように支援しています。

本町では、「わくわくデイサロン」、「行政区ミニデイサービス」等を行っており、事業の周知、参加促進を図ります。

【取り組んだこと】

わくわくデイサロン	共生のまちづくり（高齢者支援部会）と連携し、閉じこもりの防止と社会参加への動機づけになるよう実施します。
行政区ミニデイサービス事業	行政区や小地域ボランティアチームなどと連携し、閉じこもり防止と心身共にリフレッシュすることを目的に、身近な各公民館で実施します。
訪問型サービス	シルバー人材センターのスタッフが利用者の自宅へ訪問し、家事・清掃等の支援を行っています。
通所型サービス	町内の事業者で運動機能強化型のデイサービスを実施しています。

【取り組みの結果】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護予防事業を一定期間中断することもありましたが状況を見極めながら継続することができました。福祉課主催のわくわくデイサロンでは、令和5年度よりスマホ教室や終活をテーマにした講座を新たに開催し、社会の流れに合わせた内容を取り入れています。

【課題】

課題 No.	課題	内容
9	介護予防事業の内容や方法等の検討	新型コロナウイルス感染症の流行により、事業が一定期間中断しました。また参加者の固定化や、男性の参加が少ないことも課題として挙げられるた

		め、開催方法の見直しを含めて検討が必要です。
--	--	------------------------

（２）健康増進事業等への参加の促進

【これまでの取り組みの方向】

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るために、高齢者向けの健康増進事業等の周知に努め、参加促進を図っていきます。

【取り組んだこと】

ヘルスマイトの養成	全ての行政区に食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成し、地域のボランティアにおける食生活改善普及活動をサポートします。
配食サービス事業	必要性の高い高齢者に対して配食サービス及び安否確認を行います。
運動習慣の定着促進	地域のボランティアと協力したスポーツ推進委員による指導回数の増加とともに、ウォーキングなどの適度な運動や体操を取り入れた生活習慣の普及を図ります。
高齢者のスポーツイベントの推進	グラウンドゴルフ大会など、高齢者が興味を持ち、参加しやすいスポーツイベントを推進します。

【取り組みの結果】

コロナ禍においても、シニアクラブを中心にグラウンドゴルフといった運動や会員の集いなどの文化活動、各種サークル活動を積極的に行っています。また令和４年度からは体力測定講習会を行い、測定が自分たちでできるようになることで健康意識の向上と裾野を広げる活動を積極的に行ってもらい、高齢者の健康増進や社会参加の機会創出を行いました。また、町主催でケア・トランポリン教室（１講座２４回）を２回開催し、講座の前後で体力測定を行うことで、目に見えて効果を確認でき、定期的な運動習慣の定着を促進しました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
10	様々な介護予防事業の機会の創出	どの地域でも限定された高齢者のみが参加している現状が多く、改善するためには、様々な分野・手法での介護予防事業の検討が必要です。

（３）生涯学習等による生きがいつくりの促進

【これまでの取り組みの方向】

生涯学習は、高齢者の生きがいつくりに欠かせないものとなっています。

本町では、生涯学習活動を積極的に展開しており、町民を対象に生涯学習「まなビック」を行っており、この講座の卒業生などに自主的な活動を促進しています。また、高齢者の経験や知識を生かし、小学校等で講義する場などを設け、世代間交流を図るなど、社会参加の支援を行います。

【取り組んだこと】

高齢者の就労支援	須恵町シルバー人材センター、ハローワークとの連携、継続雇用制度の早期導入など、高齢期における就労支援を図り、健康の保持及び生きがいつくりを推進します。
生涯学習「まなビック」の充実	壮年期や高齢期の町民のニーズに適応した生涯学習講座「まなビック」を工夫しながら展開します。また、講座卒業生の自主活動への移行を促進します。
学習ボランティア派遣事業	学校や地域の人々の学習活動や安らぎのある暮らしを支援するためのボランティアを募集し、要請に応じて派遣します。
伝統行事・芸能などの継承保存	各地区の伝統行事・芸能の保存会活動を通して、若者世代と高齢者との交流を継続します。
シニアクラブ活動の支援	シニアクラブとの情報交換や地域のボランティア活動との一層の連携を図り各クラブ活動の活性化を支援します。
敬老祝い金支給	多年にわたり社会に貢献してきた長寿高齢者に対して、尊敬と感謝の意を表し長寿を祝うために、敬老祝い金を支給しています。

【取り組みの結果】

地域の高齢者の皆様が、長年培った技能を活かして、須恵町シルバー人材センター会員として様々な場所で活躍しています。

シニアクラブ等における各種行事やイベント、各地区の伝統行事が新型コロナウイルス感染症の流行により一定期間中断となりましたが、状況を見ながら活動を再開し、生きがいつくりの促進に寄与しました。

また敬老祝い金を支給すると同時に、町内施設等で利用できる福祉通貨券を配布し外出機会の創出を図っています。

【課題】

課題 No.	課題	内容
11	高齢者人材の不足	高齢者の就労業務量は年々増加していますが、担い手が不足しているため、業務を請け負えない状

		況が発生しています。
12	活動等への参加者の減少	核家族化等の社会構造の変化により、様々な活動の参加者が減少しています。町民が参加したくなるような魅力ある事業に改善していく必要があります。

（４）外出を支援する環境づくり

【これまでの取り組みの方向】

外出する際に、バスなどの公共交通機関は高齢者にとって重要な交通手段です。利用の実態を把握し、関係機関との連携を図りながらコミュニティバスの運行体系見直しの検討を行います。

また、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対して、尊敬と感謝の意を表し長寿を祝うとともに高齢者の外出意欲を高められる取り組みを進めます。

【取り組んだこと】

コミュニティバスの運行体系の見直し	利便性の一層の向上を図るため、関係機関と連携を図りながらコミュニティバスの運行体系について見直しを行いました。利用の実態を把握し、高齢者等の外出頻度が上がるよう検討していきます。
敬老祝い金の支給、高齢者福祉流通券の配布	高齢者同士の交流、健康増進を目的に「ほたるの湯」、「自然食普及センター」、「YUZUKA」などで利用できる福祉流通券を配布します。 敬老祝い金を支給する際に同封して配布しています。

【取り組みの結果】

コミュニティバスの運行体系について、住民の要望に応じて見直しを行い利便性が向上しました。

また、長年の労をねぎらうことや高齢者同士の交流、健康増進を目的に 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳以上の高齢者に「敬老祝い金」の支給と同時に福祉流通券を配布することによって、高齢者の外出機会の創出に寄与しました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
13	コミュニティバスの運行体系に合わせた他事業との連携や乗降時の援助	行事と運行ダイヤの時間帯があわない等の事業間の連携や一人での乗降が難しい方に対する支援に課題があります。
14	高齢者福祉流通券の利用店の少なさ	高齢者福祉流通券の利用可能店が少ないことが課題となっています。

（５）生活支援体制整備事業

【これまでの取り組みの方向】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防・生活支援・見守りを地域が中心となって一体的に提供する体制を整えます。地域のコミュニティ(協議体)が社会資源や地域課題を把握し、その対応策について検討し決定・実行・評価そして改善していくPDCA サイクルを回していきながら“なじみの関係”を大切にした地域づくりができるような体制整備を生活支援コーディネーター等と協力して取り組みます。総合事業で定義するところの日常生活圏域は町内全域と定めつつ、より地域に密着して地域の課題に取り組めるように、各校区に配置されている校区コミュニティの中に話し合いの場(協議体)を設け地域の各関係者とともに高齢者の住みやすい地域づくりを目指します。この事業は、日頃より地域の各種団体と深いつながりのある須恵町社会福祉協議会へ委託をしています。

【取り組んだこと】

生活支援コーディネーターの配置	協議体がうまく機能するよう助言やファシリテートをする役目であり、各校区に１名配置します。(第１層コーディネーター)
協議体の設置	校区コミュニティを単位とした第１層協議体を町内３か所に設置します。
協議体の開催	年に数回、各関係者が集まって地域づくりについての話し合う場を開催します。
協議体へのデータの提供	協議体が地域づくりをするための材料として、福祉課から医療・介護のデータ等を収集し、提供します。

【取り組みの結果】

３つある校区コミュニティのうち、２つは協議体を設置し、すでに開催運営をおこなっています。残りの１つにおいても令和６年度以降で状況を見ながら協議体を設置していく予定です。

【課題】

課題 No.	課題	内容
15	PDCA サイクルの実行	生活支援コーディネーターによる社会資源調査の結果や地域ケア会議により、それぞれの課題を抽出したものの、課題を解決する方法を地域でどのように構築していけばよいか試行錯誤中である。

基本方針 3 安心で安全なまちづくり

安心して暮らせることは、本町に暮らすすべての住民にとって無くてはならないものです。災害や犯罪を防ぐことのできる安全・安心なまちづくりを推進し、体制を整備することはもちろん、認知症や要介護状態になった場合でも、それまで通りの生活をできる限り続けていくための支援や取り組みを充実させていく必要があります。

(1) 権利擁護の体制構築

【これまでの取り組みの方向】

高齢者に対しての身体的・精神的な権利侵害に関しては、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談機関が連携し、権利侵害の予防と解決を図っていきます。高齢者に対しての権利侵害や、虐待をなくすために、町民や介護者・介護サービス事業者等を対象に、啓発を行います。

また、認知症などにより判断が十分にできない高齢者に対する消費者被害の防止のため、成年後見制度の利用促進や高齢者の消費者被害防止などの取り組みを行います。また、社会福祉協議会と連携を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護の推進に取り組みます。

【取り組んだこと】

高齢者の権利擁護制度の普及	高齢者自身の自己決定・自己選択を尊重する意義、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを町民や関係機関にわかりやすく周知していきます。
サービス提供における人権尊重の促進	保健・医療・福祉・介護などのサービスを提供する事業者に対して、利用者の人権に配慮するよう、関係機関とともに推進していきます。

【取り組みの結果】

身寄りのない高齢者の権利擁護について、町長申立成年後見人制度を活用し支援を行いました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
16	権利侵害の発見・予防	権利侵害の発見については、相談者からの相談が主であり全ての高齢者の権利擁護を行うには体制が不十分です。予防については制度自体が住民に十分に浸透していません。

（２）安全・防犯対策の推進

【これまでの取り組みの方向】

高齢者の安全・防犯対策に関しては福祉課だけではなく、他課や社会福祉協議会と連携し、町全域にわたる安全な地域づくりを推進していきます。

【取り組んだこと】

生活安全意識の啓発	交通安全・防犯・防災・悪質商法などに関する定期的な情報提供、講座開催、地域安全活動などを通じて啓発活動を行い、誰でも安全に暮らすことのできる地域づくりを進めます。
福祉のまちづくりの推進	公共施設の段差の解消、手すりの設置、トイレのバリアフリー化など、諸施設のユニバーサルデザインを推進します。
道路の安全性の向上	高齢者が安心して歩行できる歩行者空間と交通安全の確保のための道路環境の整備を検討します。また、通行危険箇所や交通安全危険箇所について、関係機関と連携して交通安全施設の整備を検討します。

【取り組みの結果】

交通指導員・青少年指導員による地域安全活動を通じて、地域住民の安全・安心な地域づくりに寄与しました。

庁舎やアザレアホールのトイレ改修を行い、バリアフリー化を促進しました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
17	公共施設のバリアフリー化の遅れ	公共施設のバリアフリー化が完了していない施設が多く、地域住民が安心して使用するには不十分です。

（３）緊急時の通報、災害時の避難体制の整備

【これまでの取り組みの方向】

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で重篤な疾病を持った方、ひとり暮らしの重度身体障がい者等に対し、災害や急病など緊急事態が発生した場合に、迅速で適切な対応ができる体制づくりを進めます。

【取り組んだこと】

地域防災計画の推進	町民、県、関係機関と協力しながら地域防災計画を定期的に見直し、全町的な地域防災体制の充実を図ります。
-----------	--

避難行動要支援台帳の作成及び活用	ひとり暮らし高齢者や介護認定を受けている方、障がいのある方などの登録によって避難行動要支援台帳の作成を行っています。災害時・緊急時に迅速に対応できるよう、適正な管理の下で要支援者の情報を関係機関で共有し、活用を図ります。
緊急情報システムの整備	緊急通報装置の貸与と安全センター（委託）での 24 時間対応により、心身に障がいや疾病があり、定期的な安否確認を必要とする高齢者（70 歳以上）の緊急時の安全確保を図ります。

【取り組みの結果】

避難行動要支援台帳については毎年作成し、行政区及び民生委員に配布し非常時に備えています。また日常的な安否確認支援として、緊急通報システムが必要な高齢者に機器を貸与しており、緊急時に適切な対応がとれる環境になっています。

【課題】

課題 No.	課題	内容
18	避難行動要支援者名簿の活用方法	毎年、避難行動要支援者名簿は更新していますが、名簿をどのように活用すればよいか苦慮しています。

（４）認知症高齢者見守り事業

【これまでの取り組みの方向】

これからの時代、認知症高齢者を、地域ぐるみで見守ることが必要となってきました。そこで認知症のある高齢者が行方不明になったとき、早期発見・保護できるように日頃からの協力サポーターの普及、周知に取り組めます。

【取り組んだこと】

認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業	認知症等により徘徊の恐れのある高齢者が行方不明になった場合に、事前に登録した協力サポーターや事業所へメールを送信することで早期発見・保護につなげます。
------------------------	---

【取り組みの結果】

徘徊歴または徘徊の恐れのある高齢者を登録し、地域サポーターの見守り体制を構築しました。

【課題】

課題 No.	課題	内容
19	ネットワーク事業の認知	認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の認知度が低いため、登録者・サポーターともに利用者が少ない状況です。

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

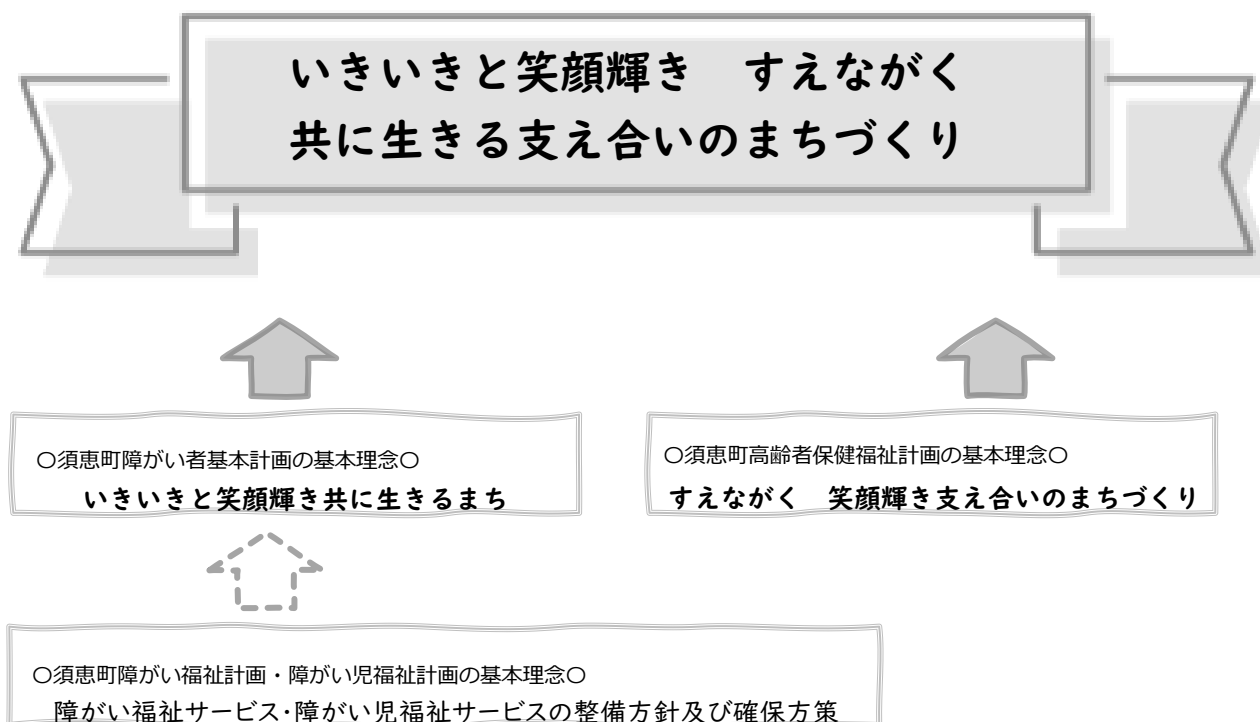
これまでの「須恵町高齢者保健福祉計画」では、「いきいきと笑顔輝き すえながく 共に生きる 支え合いのまちづくり」の基本理念のもと、「共生と支え合いのまちづくり」、「健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり」、「安心で安全なまちづくり」の3つの基本方針を掲げ、計画を推進してきました。

本計画並びに「須恵町障がい者基本計画(障がい者プラン)」、「須恵町障がい(児)福祉計画」は、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の取り組みを総合的に推進していくための計画として一体的に策定し、「須恵町障がい者基本計画(障がい者プラン)」、「須恵町障がい(児)福祉計画」との整合性を図るため、横断的な基本理念、基本方針を設定しています。

そのため、本計画では「いきいきと笑顔輝き すえながく 共に生きる支え合いのまちづくり」の基本理念のもと、計画を推進していきます。

また、基本理念達成のため、本町の高齢者を取り巻く現状からの課題等を踏まえ、横断的な基本方針を設定しています。

○須恵町福祉計画の基本理念○



2 基本方針

本町の高齢者を取り巻く現状から整理した諸課題の解決と、本町の高齢者福祉における課題の解決及び基本理念の実現に向け、以下の3つの方針を掲げ、計画を推進します。

【基本方針1】

共生と支え合いのまちづくり

地域共生社会の実現に向け、町民の意識啓発や相談支援の充実、地域とのつながりの充実、行政・事業所・関係団体・地域等との連携の推進等により地域共生社会の実現を目指した支え合いのまちづくりを推進します。

【基本方針2】

健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、医療・介護・福祉サービスの提供体制の充実や適切なサービス利用の促進、社会参加等の取り組み等を通じて、生涯健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

【基本方針3】

安心して安全なまちづくり

高齢者の暮らしを支えるため、防犯対策や権利擁護の推進、緊急・災害発生時の体制整備、快適な住環境を提供するための生活環境の整備等の安心・安全なまちづくりを推進します。

第5章 施策と取り組み

【基本方針1】

共生と支え合いのまちづくり

1 目的

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続していくためには、町民が相互に理解し、支え合う地域共生社会を実現する必要があります。

介護サービスの充実の他、家族介護者への支援、地域住民同士の支え合い、行政・事業所・関係団体・地域等との連携の推進等により、地域共生社会の実現に向けた、共生と支え合いのまちづくりの取り組みを推進していきます。

2 須恵町の課題

本項目では以下の課題に対応して、具体的な取り組みを通じて解決を図ります。

課題 No.	課題	内容
1	高齢者夫婦や老々介護世帯の見守り	民生委員の見守り対象外の高齢者の見守り体制をどう構築していくかが課題です。
2	高齢者への情報発信の方法検討	支援を必要としている高齢者に伝わりやすい方法を検討する必要があります。
3	介護交流会の開催方法	介護している家族の選定方法、交流会の内容を十分に検討する必要があります。
4	須恵町の医療・介護連携の強化	粕屋医師会に委託している事業は、糟屋地区1市7町と広範囲となるため、各町の課題と必ずしも一致しません。須恵町独自の課題をどのように解決していくかが課題になります。
5	高齢者の権利を守るための取り組み	医療機関やサービス事業所等の関係機関との連携体制づくりや、民生委員や小地域ボランティア等の地域の支援者に対して制度の周知を行い、高齢者の権利を守るための取り組みが必要です。
6	地域ケア推進会議への地域課題の提言	地域ケア（個別）会議で出た地域課題を地域ケア推進会議に提言し、課題解決に繋げることができていないことが課題です。
7	認知症への理解の普及促進や認知症サポーターの活躍の場の創出	町民へ認知症の理解を深める取り組み不足や、認知症サポーターの活躍の場がないことが課題となっています。
8	地域ケア推進会議の設置	地域ケア（個別）会議や各校区コミュニティにおける協議体の設置については順調に進んでいますが、上位機関である「地域ケア推進会議」の設置が進んでいません。

3 具体的方針・取り組み

(1) 地域での見守り体制の強化

【具体的方針】

身近な話し相手として自宅を訪問する民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者にとってはかけがえのない存在です。今後ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加していくことが見込まれる中で、民生委員・児童委員ができることは限られるので、行政・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会が連携を密にし、地域の高齢者の問題に取り組んでいきます。

また、コミュニティや各地域の関係団体、民間事業者等の力も借りながら、地域の見守り体制の強化に努めます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題1】

取り組み	内容
ひとり暮らし高齢者見守り事業	民生委員による 70 歳以上のひとり暮らし高齢者宅の訪問等による安否確認を行います。
上記以外の高齢者見守り事業	地域コミュニティや各種団体と連携して見守り体制の構築を目指します。
食の自立支援サービス (福祉課)	単身世帯、高齢者のみの世帯などで、自分で料理の準備ができない高齢者や障がい者などにバランスの取れた食事の提供及び見守りを行います。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

【具体的方針】

高齢者の日常生活を支えるために、要介護状態にならないための介護予防サービスの他、介護保険によるサービス以外の福祉サービスについて、さまざまな生活環境に対応して提供します。また、高齢者には情報が届きにくいいため、広報や民生委員・児童委員の訪問時のわかりやすい情報の提供を図ります。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題2・3】

取り組み	内容
はり・きゅう施術料補助 (福祉課)	65 歳以上の人に、はり・きゅうの施術料の一部助成を行います。
介護用品給付サービス事業 (福祉課)	紙おむつが必要な対象者に紙おむつを給付することで、介護者の負担軽減と要介護高齢者の日常生活の向上を図ります。
住宅改造助成事業 (住みよか事業) (福祉課)	介護保険サービスを補完するため、介護保険の居宅住宅改修費の支給額を上回る場合、30 万円を限度に助成します。 (所得制限有り)

寝たきり高齢者介護手当 (福祉課)	居宅で寝たきり状態にある高齢者の介護者の負担軽減を図る介護手当金について、支給対象者の世帯調査などを実施し、実態に応じた支給のあり方を検討します。
介護者交流会の開催	開催方法、内容を検討し、在宅で高齢者を介護しているご家族などの心身のリフレッシュと交流を図ります。
高齢者福祉サービスの周知	高齢者福祉サービスについて、各種団体への説明会を行ったり、SNS等で発信していきます。

(3) 医療機関と在宅介護サービスの連携強化

【具体的方針】

高齢者の中には寝たきりなど介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域での生活を望んでいる方もいます。そのような介護や医療措置が必要である高齢者に対し、適切なサービスを提供できるように、医療機関と在宅介護サービスとの連携を図り、町民に対して必要な情報提供を行います。

また、高齢者の健康への不安を解消するために、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」を推進し、適切な健康管理ができるようにします。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題4】

取り組み	内容
在宅医療・介護連携推進事業 (福祉課・地域包括支援センター)	医師会との連携はもちろんのこと、須恵町独自の取り組みである「須恵町地域連携の会」を通して、町内の様々な専門職間の顔の見える関係性づくりを推進するとともに、住民に向けての情報発信についても検討していきます。また、粕屋医師会が運用する「粕屋医療・介護情報ネット（さがすくん）」の周知・啓発を行います。
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 (福祉課・健康増進課・住民課)	健診や医療、介護に関するデータ等を分析することで、地域の健康課題を把握し、高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行うために、後期高齢者医療保険事業と介護予防事業を一体的に取り組みます。

(4) 地域包括支援センターとの連携、機能の充実・強化

【具体的方針】

高齢者が住み慣れた地域で、活動的に、かつ尊厳ある、その人らしい生活を継続していくためには、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」を実現していく必要があります。

地域包括支援センター(令和元年9月より須恵町社会福祉協議会へ委託)は、こうした「地域包括ケア」を支える中核機関として、専門職員(社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等)を配置し、

包括的支援事業として、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」「介護予防ケアマネジメント」の4事業を基本機能として実施しています。

また、2015年度の介護保険制度改正に伴い、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービス体制整備」の4事業が新たに位置づけられました。

これらの事業を円滑に行うためには、地域のさまざまな関係者との関係を築き、その関係を中心にネットワークを構築し、連携を図る必要があります。今後も、高齢者やその家族からのさまざまな相談に応じ、地域の身近な相談窓口として、相談機能の強化・専門機関との連携を図っていきます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題5・6】

取り組み	内容
高齢者虐待防止に伴う連携の強化 (福祉課・地域包括支援センター)	医療機関や介護サービス事業所等の関係機関に相談窓口や対応方法の情報提供を行い、連携の強化を図ります。
成年後見制度の周知啓発 (福祉課・地域包括支援センター)	民生委員や小地域ボランティア等の地域の支援者に制度についての周知や情報提供を行い、必要とする対象者が制度の利用ができる体制を整えます。
地域ケア推進会議への地域課題の提言 (福祉課・地域包括支援センター)	地域ケア(個別)会議を開催し、地域課題や不足する社会資源を抽出、地域ケア推進会議に提言することで、地域課題の解決に繋がります。

(5) 認知症高齢者に対しての正しい理解の促進

【具体的方針】

高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加しており、認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる地域づくりが必要です。身近な高齢者が認知症になると、どのように対応したらよいか分からないという人もいますので、認知症の症状や認知症高齢者への支援の方法など、認識の共有が必要です。

認知症について理解を深めるために、認知症サポーターの人材育成を図り、広報紙などを利用して認知症に関する周知・啓発に取り組みます。さらに、地域での見守りなどによる早期発見に努め、早期対応の体制及び認知症の人を取り巻く支援体制を構築します。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題7】

取り組み	内容
認知症への理解促進 (福祉課・地域包括支援センター)	多世代の町民が認知症に対して関心をもてるように啓発を行い、認知症に対する理解を深める取り組みを行います。
認知症サポーターの育成 (福祉課・地域包括支援センター)	認知症カフェや地域のミニデイサービスなどに認知症サポーターの活動を提案し、活躍の場を創出していきます。
認知症初期集中支援事業 (福祉課・須恵町地域包括支援センター・関係事業所)	認知症または認知症の疑いのある高齢者に対して、専門医など各関係者がチームとなって、適切なサービスにつなげられるよう支援していきます。

（６）地域ケア推進会議

【具体的方針】

医療・介護等の専門職をはじめとする地域の多様な関係者が参加し、介護支援専門員の抱える高齢者への支援の方法の検討を行うことにより、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、その積み重ねによって地域課題を把握し、地域づくりや政策形成にまでつなげていく地域ケア推進会議の設置を目指します。

地域ケア推進会議は、地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段であると考えられるため、福祉課を中心として関係各課と連携しながら企画・立案し、高齢者を取り巻く様々な問題の解決に努めます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題８】

取り組み	内容
地域ケア推進会議の設置 (福祉課)	地域ケア（個別）会議や校区コミュニティ協議体で出てきた地域課題を解決するため、庁舎内関係部署や関係団体との連携を図ります。

【基本方針 2】

健康でいきがいをもって暮らせるまちづくり

1 目的

高齢者が健康で活躍できるまちづくりのためには、身体を健康を維持することはもちろん、生きがいや社会参加の場を持つなど、心身の健康を維持することが重要です。特に、閉じこもり状態が続くと運動器の機能低下やうつ傾向に陥る等のリスクを引き起こしやすくなることから、外出の支援や交流の場を設ける等、高齢者に積極的な外出を促すことは高齢者が健康で活躍できるまちを実現するためには大変重要なことです。

医療・介護・福祉サービスの提供体制の充実や適切なサービス利用の促進、社会参加等の取り組み等を通じて、生涯健康で生きがいをもって暮らせるまちづくりを推進します。

2 須恵町の課題

本項目では以下の課題に対応して、具体的な取り組みを通じて解決を図ります。

課題 No.	課題	内容
9	介護予防事業の内容や方法等の検討	新型コロナウイルス感染症の流行により、事業が一定期間中断しました。また参加者の固定化や、男性の参加が少ないことも課題として挙げられるため、開催方法の見直しを含めて検討が必要です。
10	様々な介護予防事業の機会の創出	どの地域でも限定された高齢者のみが参加している現状が多く、改善するためには、様々な分野・手法での介護予防事業の検討が必要です。
11	高齢者人材の不足	高齢者の就労業務量は年々増加していますが、担い手が不足しているため、業務を請け負えない状況が発生しています。
12	活動等への参加者の減少	核家族化等の社会構造の変化により、様々な活動の参加者が減少しています。町民が参加したくなるような魅力ある事業に改善していく必要があります。
13	コミュニティバスの運行体系に合わせた他事業との連携や乗降時の援助	行事と運行ダイヤの時間帯があわない等の事業間の連携や一人での乗降が難しい方に対する支援に課題があります。
14	高齢者福祉流通券の利用店の少なさ	高齢者福祉流通券の利用可能店が少ないことが課題となっています。
15	PDCA サイクルの実行	生活支援コーディネーターによる社会資源調査の結果や地域ケア会議により、それぞれの課題を抽出したものの、課題を解決する方法を地域でどのように構築していけばよいか試行錯誤中である。

3 具体的方針・取り組み

(1) 介護予防事業の推進

【具体的方針】

高齢者が要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として介護予防事業を行います。

住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

本町では、「わくわくデイサロン」、「行政区ミニデイサービス」等を行っていますが、事業内容の見直しや周知方法を工夫することで、参加促進を図るとともに、新規の参加者を増やしていくことを目指します。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題9・10】

取り組み	内容
わくわくデイサロン (介護予防普及啓発事業)	共生のまちづくり（高齢者支援部会）と連携し、閉じこもりの防止と社会参加への動機づけになるよう実施します。 今後は SNS 等を活用するといった周知方法を工夫したり、実施内容等を見直すなど、新たな参加者が増えるような方法を検討していきます。
行政区ミニデイサービス事業 (地域介護予防活動支援事業)	行政区や小地域ボランティアチームなどと連携し、閉じこもり防止と心身共にリフレッシュすることを目的に、身近な各公民館で実施します。実施場所や実施方法も合わせて見直していきます。
校区コミュニティ介護予防事業 (各校区コミュニティ)	町で実施する介護予防事業に参加しづらい方を主対象として、各校区コミュニティで事業が実施できるよう、関係者間の連携を図ります。

(2) 健康増進事業等への参加の促進

【具体的方針】

健康で自立して暮らすことができる期間である「健康寿命」を延ばすために、フレイル(加齢により心身が老い衰えた状態)やロコモティブシンドローム(筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下している状態)の予防、生活習慣の改善など、高齢者向けの健康増進事業等の周知に努め、参加促進を図っていきます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題10】

取り組み	内容
ヘルスマイトの養成 (健康増進課)	全ての行政区に食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成し、地域のボランティアにおける食生活改善普及活動をサポートします。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 (福祉課・健康増進課・住民課)	保健事業と介護予防事業を一体化し、健康診断や訪問等で高齢者の健康状態を確認し、介護予防事業へ繋げることで健康維持を図ります。
運動習慣の定着促進 (社会教育課)	スポーツ協会及びスポーツ推進員と協力し、歩気 ing やスポーツフェスタなどの適度な運動や体操を取り入れた生活習慣の普及を図ります。
高齢者のスポーツイベントの支援 (社会教育課)	各種団体が実施している高齢者のスポーツが円滑に運営できるように支援します。

(3) 生涯学習等による生きがいつくりの促進

【具体的方針】

生涯学習は、高齢者の生きがいつくりに欠かせないものとなっています。

本町では、生涯学習活動を積極的に展開しており、町民を対象に生涯学習「まなビック」を行っており、この講座の卒業生などに自主的な活動を促進し、生涯学習の講座内容の充実や情報提供など、高齢者の経験や知識を生かし、小学校等で講義する場などを設け、世代間交流を図り、社会参加できるように支援していきます。

また、第3小学校区のふれあいレインボーで実施している学びの広場も活用し、身近な地域でも学習に取り組める環境づくりを支援していきます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題11・12】

取り組み	内容
高齢者の就労支援 (福祉課・シルバー人材センター)	須恵町シルバー人材センターと連携して、高齢者が身の回りの事を自分自身で行えるよう様々な研修を行っていきます。研修を通して、就労に興味を持ってもらい人材の確保につなげていきます。
生涯学習「まなビック」の充実 (社会教育課)	壮年期や高齢期の町民のニーズに適応した生涯学習講座「まなビック」を工夫しながら展開します。また、講座卒業生の自主活動への移行を促進します。
須恵町ボランティア派遣事業 (まちづくり課)	学校教育関係や地域の人々の学習活動や安らぎのある暮らしを支援するためのボランティアを募集し、要請に応じて派遣します。
伝統行事・芸能などの継承保存 (社会教育課)	各地区の伝統行事・芸能を通して、若者世代と高齢者との交流を継続します。 若者世代に興味を持ってもらえるよう、様々な媒体を通して情報発信していきます。
シニアクラブ活動の支援 (福祉課)	シニアクラブとの情報交換や地域のボランティア活動との一層の連携を図り各クラブ活動の活性化を支援します。 情報発信や楽しいイベントを活発に行い、高齢者の「生き

	がいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を進め、会員の増加を目指します。
学びの広場の活用 (ふれあいレインボー)	幅広い世代に向けた多種多様な講座が行われている学びの広場を活用し、より高齢者の参加につながる講座の企画に携わっていきます。また、今後は第1小学校区・第2小学校区でも同様な高齢者の通いの場づくりを目指します。

(4) 外出を支援する環境づくり

【具体的方針】

外出する際に、バスなどの公共交通機関は高齢者にとって重要な交通手段です。利用の実態を把握し、関係機関との連携を図りながらコミュニティバスの運行体系の見直しを検討するとともに、介護予防事業の開催時間を考慮して実施していきます。

また、福祉流通券等を配布し、高齢者の外出意欲を高められる取り組みを進めます。

【取り組み】 解決を目指す課題【13・14】

取り組み	内容
コミュニティバスの運行体系と他事業との連携、運転免許自主返納者の支援 (まちづくり課・総務課)	利便性の一層の向上を図るため、関係機関と連携を図りながらコミュニティバスの運行体系について見直しを行います。また、運転免許自主返納者を支援する取り組みとしてIC乗車券の交付を行っています。利用の実態を把握し、高齢者等の外出頻度が上がるよう、検討していきます。
高齢者福祉流通券利用店の見直し (福祉課)	高齢者福祉流通券の利用店舗を追加することで、様々な外出機会を増やします。

(5) 生活支援体制整備事業

【具体的方針】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防・生活支援・見守りを地域が中心となって一体的に提供する体制を整えます。地域のコミュニティ(協議体)が社会資源や地域課題を把握し、その対応策について検討し決定・実行・評価そして改善していくPDCAサイクルを回していきながら“なじみの関係”を大切にしたい地域づくりができるような体制整備を生活支援コーディネーター等と協力して取り組みます。総合事業で定義するところの日常生活圏域は町内全域と定めつつ、より地域に密着して地域の課題に取り組めるように、各校区に配置されている校区コミュニティの中に話し合いの場(協議体)を設け、地域の各関係者とともに高齢者の住みやすい地域づくりを目指します。この事業は、日頃より地域の各種団体と深いつながりのある須恵町社会福祉協議会へ委託をしています。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題15】

取り組み	内容
協議体の適切な運営	協議体が効果的に機能するよう、生活支援コーディネーターを中心に運営を行います。
地域課題の抽出及び課題解決のための取り組み	生活支援コーディネーターからの地域データを基に、校区コミュニティ内での地域課題を抽出し、課題解決のための取り組みを検討します。

【基本方針3】

安心で安全なまちづくり

1 目的

安全で安心なまちづくりはすべての人に共通する願いです。災害や犯罪を防ぐことのできる安全・安心なまちづくりを推進し、体制を整備することはもちろん、認知症や要介護状態になった場合でも、それまで通りの生活をできる限り続けていくための支援や取り組みを充実させていく必要があります。

高齢者の暮らしを支えるため、防犯対策や権利擁護の推進、緊急・災害発生時の体制整備等の安心・安全なまちづくりを推進します。

2 須恵町の課題

本項目では以下の課題に対応して、具体的な取り組みを通じて解決を図ります。

課題 No.	課題	内容
16	権利侵害の発見・予防	権利侵害の発見については、相談者からの相談が主であり全ての高齢者の権利擁護を行うには体制が不十分です。予防については制度自体が住民に十分に浸透していません。
17	公共施設のバリアフリー化の遅れ	公共施設のバリアフリー化が完了していない施設が多く、地域住民が安心して使用するには不十分です。
18	避難行動要支援者名簿の活用方法	毎年、避難行動要支援者名簿は更新していますが、名簿をどのように活用すればよいか苦慮しています。
19	ネットワーク事業の認知	認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の認知度が低く、登録者・サポーターともに利用者が少ない状況です。

3 具体的方針・取り組み

（1）権利擁護の体制構築

【具体的方針】

今後、高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者や認知症等により判断が十分ではない高齢者がさらに増加すると予測されます。身体的・精神的な権利侵害に関しては、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談機関が連携し、権利侵害の予防と解決を図っていきます。高齢者に対しての権利侵害や、虐待をなくすために、相談窓口の周知及び町民や介護者・介護サービス事業者等を対象に、啓発を行います。

また、認知症などにより判断が十分にできない高齢者等の権利や財産を守る、成年後見制度の利用促進や高齢者の消費者被害防止などの取り組みを行います。また、地域包括支援センターと連携を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護の推進に取り組みます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題１６】

取り組み	内容
高齢者の権利擁護制度の普及 (福祉課・地域包括支援センター)	高齢者自身の自己決定・自己選択を尊重する意義、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを町民や関係機関にわかりやすく周知していきます。
人権侵害発生時の体制作り (福祉課・地域包括支援センター)	高齢者の人権侵害が通報などにより確認できた場合、早急に関係機関と連携して高齢者の人権を擁護する体制作りを目指します。

(２) 安全・防犯対策の推進

【具体的方針】

高齢者の安全・防犯対策に関しては福祉課だけではなく、役場内の関係課や社会福祉協議会、各関係団体と連携し、町全域にわたる安全な地域づくりを推進していきます。また、住み慣れた地域が高齢者にとって安心して生活できる環境となるよう、町内の道路や歩道、公共施設等のバリアフリー化などの整備を図ります。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題１７】

取り組み	内容
生活安全意識の啓発 (総務課・地域振興課・福祉課・社会福祉協議会)	交通安全・防犯・防災・特殊詐欺などに関する定期的な情報提供、講座開催、地域安全活動などを通じて啓発活動を行い、誰でも安全に暮らすことのできる地域づくりを進めます。
福祉のまちづくりの推進 (まちづくり課・福祉課)	公共施設の段差の解消、手すりの設置、トイレのバリアフリー化など、諸施設のユニバーサルデザインを推進します。
道路の安全性の向上 (都市整備課)	高齢者が安心して歩行できる歩行者空間と交通安全の確保のための道路環境の整備を検討します。また、通行危険箇所や交通安全危険箇所について、関係機関と連携して交通安全施設の整備を検討します。

(３) 緊急時の通報、災害時の避難体制の整備

【具体的方針】

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で重篤な疾病を持った方、ひとり暮らしの重度身体障がい者等に対し、災害や急病など緊急事態が発生した場合に、迅速で適切な対応ができる体制づくりを進めます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題１８】

取り組み	内容
自主防災組織の育成 (総務課)	緊急時、災害時に要支援者を支援できる組織作りを目指します。
避難行動要支援台帳の作成及び活用 (総務課・福祉課)	ひとり暮らし高齢者や介護認定を受けている方、障がいのある方などの登録によって避難行動要支援台帳の作成を行っています。災害時・緊急時に迅速に対応できるよう、適正な管理の下で要支援者の情報を関係機関で共有し、活用を図ります。
緊急通報システムの整備 (福祉課)	緊急通報装置を貸与することで、心身に障がいや疾病があり、定期的な安否確認を必要とする高齢者（70歳以上）の緊急時の安全確保を図ります。

（４）認知症高齢者見守り事業

【具体的方針】

認知症になっても安心して地域で暮らすためには、地域の人が高齢者を支え、見守る意識を高めることが重要です。認知症やその疑いのある高齢者が行方不明になったとき、早期発見・保護できるように日頃からの協力サポーターの普及、周知に取り組みます。

【取り組み】 解決を目指す課題【課題１９】

取り組み	内容
認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の周知 (福祉課)	認知症等により徘徊の恐れのある高齢者が行方不明になった場合に、事前に登録した協力サポーターや事業所へメールを送信することで早期発見・保護につなげられるよう、各種団体へ周知を図り、協力サポーター及び徘徊の恐れのある高齢者の登録が増えるよう促します。
認知症への理解促進 (福祉課・地域包括支援センター)	多世代の町民が認知症に対して関心をもてるように啓発を行い、認知症に対する理解を深める取り組みを行います。
認知症サポーターの育成 (福祉課・地域包括支援センター)	認知症カフェや地域のミニデイサービスなどに認知症サポーターの活動を提案し、活躍の場を創出していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたって

(1) 協働による計画の推進

本計画を推進するにあたって、住民の福祉に対する理解を深め、高齢者等を支援する活動に参画するとともに、住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政などがそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、一体となって取り組みます。

(2) 計画の周知・啓発

認知症に対する理解と正しい知識の普及や高齢者福祉の充実、地域共生社会の実現に向け、本計画に基づく事業・施策を推進します。

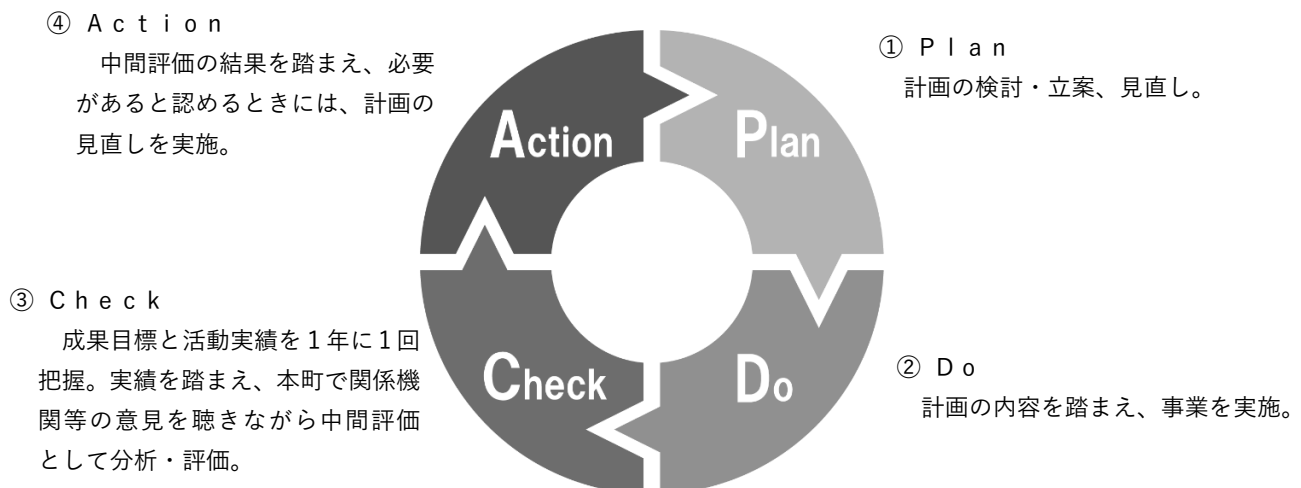
町ホームページ等を通じて広く本計画の周知を図るとともに、必要とするサービスが適切に利用できるよう、今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について広報紙やパンフレット、ホームページ及び事業所や民生委員・児童委員などの関係機関との連携により周知を図ります。

(3) 計画の点検・評価・見直し

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度、計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

また、関係各課との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員の高齢者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

図表 PDCAサイクル



須恵町高齢者保健福祉計画

令和 6 年 3 月

編集・発行	須恵町役場 福祉課
企画・編集	福岡県糟屋郡須恵町須恵 7 7 1
電話番号	092-932-1151（代表）
